

警報発令にともなう児童の登校について

午前7時の時点で

新基準 貝塚市に
レベル3以上の
大雨警報
土砂災害警報

または

暴風警報

のいずれかが発令されると



臨時休業（お休みとなります。）

午前7時以降に解除されても臨時休業です。

- * 貝塚市内でも校種によって、また地区によって、学校が臨時休業になる条件は違いますので、ご注意願います。
- * 臨時休業日の翌日の時間割は、その曜日の時間割で用意して登校してください。
- * 臨時休業日の翌日の給食の献立メニューは変更する場合がありますので、ご了承ください。
- * 気象情報についてはQRコードから確認できます。

